

被告社会福祉法人東京都社会福祉事業団代理人

乙第12号証（陳述書）を示す

これはあなたが書いたんですね。

はい。

内容については間違いございませんか。

間違いありません。

陳述書によれば、あなたは平成13年4月1日から佐藤進さんのいた柵寮で生活指導を担当していたとのことですが、これ以前に福祉専門の職員として、また、その経歴といいたいでしょうか、それを簡単に述べていただけますか。

私は昭和63年6月に保育士として東京都に採用されました。その当時の職場は配属先は東京都八王子児童相談所というところです。東京都八王子児童相談所では保護係、一時保護所というところで勤務しておりまして、主にそこで一時保護されている児童への生活指導を行っておりました。その期間はおよそ8年で、この七生福祉園には主任として平成8年に転勤してまいりました。七生福祉園では成人課の椿寮3年、そしてその後、柏寮、これも成人課なんですけど、成人課の柏寮2年、そして現在の柵寮には平成12年から3年間、勤めておりまして、現在は次席という立場でございます。

今、被告らは事業団ということになっていきますけども、あなたの身分とすれば公務員ですか。

はい、公務員です。

社会福祉法人東京都社会福祉事業団というのは公設にというか、要するに運営委託を受けて経営してるということですか。

はい。

公立の施設と。

はい。

乙第1号証の2（七生福祉園全体図）を示す

ここの中の児童と成人とあるわけですね。どこをあなたが、柊寮ということですか。

「生活棟」5という。

左側の下のほうにある生活棟，ここですね。

はい，「柊」と書いてあるところです。

ここは大体何人ぐらい入居者がいるんですか。

寮で24人になっております。

職員は何人いらっしゃるんですか。

職員は9名です。男性職員が3名，女性職員が6名です。

そうすると先程言った24人の人と9人の人が一緒に生活をしてるというふうに見ていいわけですか。

はい。

先程の証人で，大体，年間3回から4回ぐらい帰ると，帰省があったと。それ以外は大体ここにいるわけですか。

はい。

例えばよそに泊まりに行くとかいうことはないのですか。

年に1度，宿泊旅行というのがございます。

どういうところに。

関東近辺の，1泊の旅行ですので，それに見合った場所であちこち行っております。

その時もあなた達，生活指導員という方達は一緒に行ったわけですか。

はい。

そうすると，ほとんど家族と同じ生活をしてると言って過言じゃないですね。

・・・そうですね。

入居者の人の生活とか生活の能力とか，それから危険度，要するに強いて言

うと癖ぐらいまでは大体分かつちやうというふうに見てよろしいですか。

はい。

あなたは今、生活支援とおっしゃいましたが、具体的に生活支援とはどのようなことをいうのでしょうか。

利用者が生きていくのに必要なことで、本人の独力ではできないことを補うという、一言で言えばそういった仕事です。

そうすると24人の人を9人の人が、もちろんローテーションがあるんでしようからお昼間勤める人、夜間勤める人という、そういうシフトがあるんですね。

はい、24時間で9人交代でやっております。

例えばこの人は、例えばお風呂が自立である、トイレが自立である、それから運動能力があるとかという判定があった場合、その人は自分でやってもらうということになるんですか。

はい。個人個人違いますが、できることとできないことを明確にし、必要な支援を職員は行っています。

その中にはその基準、マニュアルというのか、計画というのかサービス計画というのか、当然、お作りになっていらっしゃるわけですけど、その中にはこれ以上はこの人にはやらせられないという、そのリスクといいましょうか、事故が起きるんじゃないかというようなものは避けていないでしょう。

はい。

大丈夫だなと認識したものについては、できるだけ本人にやらせるということですか。

そういうことです。

そうすると過剰保護はしないけど、できるだけ自分でやるようにさせているということですね。

はい、必要な支援はするということです。

眼球上転についてですけども、進さんが眼球上転だったことはご存じですね。

はい。

あなたの立場から簡単に言うと、眼球上転はどういうことでしょうか。

1つは目が上を向くという状態でありまして、黒い目の部分がまぶたに半分ぐらい隠れる状態ですね。

それは見てて、ノーマルじゃないことが分かるわけですね。

はい、普通ではない状態のように写っております。

そうすると初めて見る人というか、見慣れてない人というのはやはり見た場合、びっくりするんでしょうか。

びっくりする人もいると思います。

あなたの先程の陳述書によりますと、進さんは下が見づらいこと以外は、特に日常生活に不自由はなかったような陳述が総括的に書いてありますが、それはそういうことでよろしいんでしょうか。

はい。下が見えづらいということで、むしろ慎重に行動をしていたように思います。

慎重に行動するということと、手を貸して、例えば歩行介助する、入浴介助する、それから食事の介助をするということはないんですか。

本人についてはありませんでした。

それはなくてできるという判断をされたということですね。

はい、そうです。

先程とちょっと違うかも分かりませんが、食事の状況として、食事中に眼球上転があった場合になお本人は食事を続けますか。

はい。

そして1人で食べているわけですか。

そうです。1人で食べることができます。

あなた、上転時の食事等についても、ちょっとだけ読ませてもらうと、「食

事や、おやつを食べている最中に上転を起こしていることがあった。誤嚥などの恐れを抱いた場面はなく、自然に食事を続けていた。食後は流しに食器を下げ、これは自分で下げたということですか。

そうです。

「スポンジに洗剤をつけて食器を洗うという、普段どおりの動きであった。」と。これも食器を洗うのを自分で洗えたと。

はい。

そうすると、介助をしていたわけではないということですね。

はい。

あなたの乙12号証の陳述書の一番最後のページに3というのがあって、平成14年12月14日のことが書いてありますが、「昼食後、佐藤さんに、歌声サークル「谷間」のコンサートに行ってほしいと話しましたが、それを断り、単独で買い物に行き、上転気味で戻ってき」と。ということは自分でお金を出して買ってくるわけですか。

はい。

自分である程度、計算もできたと見ていいわけですか。

計算ができたかどうかは分かりませんが、お釣りを間違えていたということはありませんでした。

それから「買い物袋を持ち、2階娯楽室のソファに腰掛け」で「缶コーヒーを開けて一口飲」んで、それからテーブルの角にコーヒーを置いて、「チョコモナカジャンボというアイスクリームを開封し大きく1口、そして2口かじりました。またコーヒーを1口含み、そしてアイスが大きく1口、そして2口かじり、充分溶けない大きな固まりを「ゴクッ」と音をたててアイスを飲み込んでいました。アイスも、缶コーヒーも終えたところで、私は、コンサートまだやってるよ、いつてきたら。」と誘いました。するとすぐに佐藤さんは腰を上げ、そそくさと缶やごみを片付けながら、「行ってくる。」

といい残してつばき寮 2 階の会場に一人で出かけました。」ということがあるんですけども、ですから眼球上転中に食べることについて、特に 1 人で支障はなかったと。

はい。

ここに行った時も眼球上転中のことなんですか。

そうです。

そういう状態で、まだ終わらないうちに椿寮に 1 人で会場に歌声を聞きに行ったと、サークルに行ったということですね。

そのとおりです。

先程、あなたが言われた 9 人の職員というのは、いずれも福祉関係の専門職の方ですか。

はい。

どういう資格といいましょうか、立場の方なんですか。

私の場合は採用の時には保育士という資格で採用されましたが、現在大きく福祉職という呼ばれ方をしております。その中には昔言いました福祉指導員や保育士、保母、保父とか俗称で呼ばれてましたけども、そういった職種が含まれています。

それを本当は福祉職と言ってるんですね。

はい。いわゆる専門職。

そうすると、その専門職の方々の判断で、こういう眼球上転になった時も大丈夫だという判断をされてるということですね。

はい。

眼球上転の時に判断能力、要するに識別、判断能力が落ちていると思わせるようなことはないですか。あなたが判断することはありませんか。

眼球上転している状態と普段の状態というのは明らかに違うわけですけども、判断能力に関しては特に普段と変わったことは見受けられ

ませんでした。動きがスローになるということはありませんけれども、眼球上転という作用によるものと、あと本人が慎重に行動するという意思の表れだと思っています。

そうすると、むしろ自分から慎重に行動をゆっくりするとか、ペースをスローペースにするということをしていたんじゃないかとおっしゃるわけですか。

はい、その両方だと思います。

「両方」というと。

身体的に動きがゆるやかになるということと慎重に行動したいという意思と両方だと思います。

眼球上転の時に進さんの行動は、やっぱりあなたから見てても、その両方があってスローというか、慎重だったということは言えますか。

はい。

特に入浴時の状況についてですが、あなたと一緒に進さんが入浴することはあるんですか。

あります。

一月に何回ぐらい入浴されましたか。

10回程度だと思います。

進さんは常に可能な限り、職員の方と入浴してたということになるんですか。

それは本人の判断で、本人が入りたい時間に職員と入りたいければ職員と入り、1人で入りたいければ1人で入る。そして入りたいくない時は入らないという自分の判断によって入浴しておりましたので。

ほかの寮生と一緒に入ることはあるんですか。

あります。

AさんとBさん、それと進さんというような方達が入る時は、あなた達と一緒に入るんですか、入らないんですか。

入ります。

それはどうしてですか。

必要な方への入浴介助をするためです。それと進さんにつきましては、相性の悪い特定数名の利用者と同時に入浴した場合に考えられるトラブルを避けるために、それを見守るために入っております。

そうしますと中でトラブルがあったら、裸のままトラブル、それは危険だと判断したんですね。

はい。

そのほかに、例えばあなたと2人だけで、進さんは1人で入ることもあるわけでしょう。

はい。

1人で入る時、あなたと2人だけで入ることもあるんですか。

2人きりでいる場面はなかったかと思いますが、ほかの数名の方と同時に入浴していて、進さんについてはまったくこちらが支援を要する方ではありませんでしたけれども、進さんの要望によってひげそりだけは手伝っておりました。もちろん1人でできる方ですし、ほかの方の世話を焼いて、そのひげそりでほかの方の頬を剃るということもされていまして、その辺は危ないですからやめていただきました。本人にひげを剃ってくれと頼まれた時は一緒に入って、ひげを剃ってあげたということですね。それから本人が1人で入りますということはたびたびあったんですか。

はい。

その時は本人が入るわけですね。

はい。

それは自分が決めるんですか。

ええ、本人が決めております。

お風呂というのは何人も入れるスペースなんでしょう。

はい。

そうすると、今日は自分1人で入るよというのも自分でお決めになるんですか。

はい。入浴時間というのがございまして。

全体的な。

ええ、全体的な入浴時間というのがございまして、それは決められた時間ではございませんが、多くの利用者がその時間帯に入るというおおよその目安の時間なんですね。その時間からずらして、ほかの方が出られた後に1人で入るよということはよくありました。

進さんの場合ね。

はい。

入浴中に眼球上転があったということは、これは記録によると13年中に3回ということになってますが、14年中には2回ですか。

はい、2回です。

その時には1人だったのでしょうか、それともほかの人も一緒にいて、例えばあなたも一緒に入ってた時だったんですか。

その2回はほかの方と数名で入っていて、職員も一緒だったかと思えます。

その時の職員は男ですか。

はい。

そうすると、やはりひげを剃ったり、ほかの人とトラブルにならないようにという立場での職員が一緒に見てたと考えてよろしいのでしょうか。

はい。

入浴前から上転してたということもありましたか。

入浴前から上転していて、そのままの状態に入浴したということはないかと思っています。

入浴前に上転する時はあるわけでしょう。

はい。

その時点では事前に分かっていたら、本人は入浴しないんですか。

そうです。

それは例えばあなた達が入っちゃだめだよという言い方をするんですか。

しません。

説得するんじゃないくて、それは本人の判断で。

本人の判断です。

そうすると本人の判断で上転が収まった状態では入るわけですか。

はい。

入ってる時に、入浴中に眼球上転になったことはあるわけですか。

あります。14年度中に2回。

その時はどうだったんでしょう。その場で誰か急に一緒に行ったり、介助をしたり、上がらせたりというようなことは手を貸すことはあったんでしょうか。

手を貸す必要はなかったと聞いております。

あなたにはなかったわけですね。

はい。

手を貸す必要がなかったということは、あとは本人が次の動作を自分でやられたということですか。

はい。一通りの入浴の動作は眼球上転の状態でもできていたと聞いております。

乙13から20、乙23というのが、これはいずれもあなた以外の人の陳述書なんですけど、要するに職員の方もしくは元職員に眼球上転時の進さんの状況についてお書きしていただいて、陳述書をいただいてるわけなんですけど、ご覧になりましたか。

はい。

この中であなたが書いた陳述書では書かれていないのもあると思うんですけど、ありますね。

はい。

これはあなたが実際に目撃していないで、その人達がそれぞれ目撃してた、目撃というか、実際にいたんで、違った内容だということは、そう認識してよろしいんですか。

はい。

それぞれの陳述については、それぞれ事実だろうということで認識してよろしいんですか。

はい。

進さんが亡くなった15年1月8日の夕方に、あなたは寮には当時、いなかったですね。

はい、いませんでした。

その時の状況というのはあなたに聞いても無理ですね。

ええ。

具体的な状況は分からないということですね。

はい、文書になってるものを。

それを読んで知っているということですね。

はい。

進さんはあなたの目から見た場合に、介助入浴というのかな、入浴する時に介助を必要としなかったとあなたは判断してますか。必要であったと判断してますか。

必要なかったと判断しております。

途中で上転があっても必要はなくて、自分でできたという判断ですか。

はい。

原告ら代理人（大石）

終寮というのは職員が9名ということですが、進さんの特に担当という職員はいたんでしょうか。

特に進さんの担当という職員を決めているわけではありません。
そうすると個別に担当を決めるということはしてなかったわけですね。

はい。

そうすると9人で24人の利用者を見ると。全体的にそれぞれの特徴を全員で把握するという体制だったわけですか。

はい。

進さんは3度の知的障害でしたね。

はい。

3度というと軽度、中度、重度、最重度のどこに当たるんでしょうか。

・・・軽度と中度、その辺だと思います。

中度も障害に当たるんじゃないんですか。

・・・軽度と中度というのが厳密に定義されているわけではありませんので。

進さんのIQは大体どのくらいだったか覚えてますか。

覚えてません。

中度のIQというのはどのくらいのIQだということは知っていますか。

今は正確に答えられません。

進さんはIQが40で中度で、6歳から9歳程度の知能だったということではないですか。分かりませんか。

はい。

分からないという意味ですか。

・・・分かりません。

障害の程度について把握しないで援助ができるんですか。

障害の程度については、本人を見て理解しております。数字で表しているものではありません。それは1つの手がかりでありまして、指標でありますけれども、本人を全て物語るものではありません。現状について理解してるということです。

基礎的な客観的なデータというものについては特に把握する必要はないとお考えですか。

いいえ。

進さんは中度の知的障害ということで、日常生活において一定の支援が必要だったというふうに理解していいですか。

はい。

中度の知的障害という場合に、環境の変化に適応する能力が乏しいという説明がされているんですが、そうですか。

一概には言えないと思います。

一概に環境の変化に適応する能力が乏しいとは言えない、そうですか。

はい。

あなたの目から見て、環境の変化に適応する能力は進さんについてはどうでしたか。

十分あったと思います。

間違いないですか。

はい。

進さんは買い物に行くということがありましたよね。

はい。

お釣りの計算はできたんでしょうか、できなかったんでしょうか。

できてないと思います。

できてないということをあなたは把握してるんですか。

できていませんでした。

それは実際にできてない場面を見たんですか。

物を買うという行為はお釣りの計算をしなくてもできるからです。

漢字の読み書きが進さんはできましたか。

書くことまではできなかったと思いますが、読むことは簡単なことでしたら。例えば新聞のテレビ欄でしたら読みましたし、職員の名前の判別もきちんとできておりました。

それは漢字が読めたんですか。それともその形で区別ができたということなんでしょうか。どちらかということは分かりますか。

漢字を読んで区別していたということです。

簡単な漢字は読むことはできたという認識ですか。

はい。

ラジカセやテレビのスイッチをカチャカチャとたくさん押してしまっ壊したということはありませんか。

私が来てからはありませんでした。

そういうことをしてしまう人だという認識はあなたは持ってなかったわけですか。

過去の記録を読みますと、そういう時代もあったということは認識しておりました。

実際に経験はしてないけれども、そういう人であるという認識は持っていたということですか。

そういう人であったという認識は持っていました。

お金は持っているとあるだけ使ってしまうというようなことはありましたか。

ありました。

自分の健康状態を把握しながら飲食する。例えばコーヒーについて、ある程度、健康を考えて飲むとかいうことができる人でしたか。

いいえ。

ある行為をしたら、その後、大変なことになるとかいうことを想像できるような人でしたか。

ある部分ではできる人です。

例えばどういうことですか。

コーヒーを1つ例に取りますと、医師と本人との約束の中で1日3杯ということが決められておりました。それを守っていただくために職員はそれを支援していたわけですが、1日に決められた時間に、自分が決めた時間に飲んでいただくということでしたので、いつ飲んでも構わないということでした。そして朝と昼とおやつで飲んだ場合には夜はコーヒーが飲めなくなると。そういうことは十分理解して、それ以上、要求することはありませんでした。

それは3回しかコーヒーを飲んじゃいけないという決まりを教えられれば、それを守ることができたという意味じゃないんですか。

それは自分と医師との間で決めた約束を守っていたからだと思います。それは飲みすぎるとどうなるということまで進さんは認識していたんでしょうか。

していなかったと思います。

進さんの障害、知的障害中度、3度という障害。それから今言ったような具体的な障害の内容から見て、それを前提として、あなたとしては進さんとはどういう関係作りが必要だというふうに思っていましたか。

私が陳述書に書きましたように、人ということでありまして、本人と職員という関係におきましても、力関係、以前の他人に対しては力関係というものを本人がかなり意識していた部分があったんですが、それをやはり職員と人間同士の信頼関係を構築するということが大事だと思ってきました。

進さんとの間の信頼関係を構築するということですか。

はい。

それは職員全員が信頼関係を構築してたんですか。

一致した姿勢です。

「一致した姿勢」というのは。

職員全員が一致した姿勢で接しておりました。

具体的には進さんにはどういう支援が必要だというふうに考えてましたか。

具体的には現時点で言いますと、まず寮内での集団生活という部分から考えまして、他の利用者とのトラブルを防止すること。そしてもう1つは本人と決めた決め事を守ってもらうということ。その点を重視しておりました。

特にその2点ですか。

はい。

ほかにはないんですか。

ほかには本人が基本的な生活習慣は自立しておりましたし、自分で判断してどんな行動もとっている方でしたので。

普通の日常生活の中で危険に遭遇したりすることについて、その危険を回避するための何か支援というのは特別にはなかったということですか。

危険を回避するための訓練はしておりませんでした。

訓練ではなくて、特別に進さんについてはこういう場面にこういう危険が生じるとかいうことは、職員としては考えていなかったということですか。

はい。

眼球上転についてですが、眼球上転の時には当然、視野が狭くなりますよね。

・・・上を向いてる状態です。

乙13号証で田平さんという職員によると、「寮内で眼球上転が見られた時は転倒などに注意をした。」と。「また、トイレにこもっているときには定期的に声をかけ注意をした。」というふうに陳述されてるんですが、これも

職員共通の認識でこういうふうにされてたんでしょうか。

そうではありません。

田平さんは眼球上転の時には転倒の危険とか、あるいはトイレにこもってる時も、ずっとこもりっ放しだと何か危険がおきるんじゃないかということを感じてたのではないですか。

どの程度、感じてたかは私には分かりません。

このことについて、そういう危険について職員間で何か議論したりとか共通認識を持ったりということはなかったんですか。

トイレに入ってる場合のことについては眼球上転をした状態であっても用は足せましたし、ただ時間が長くなるということにおいては、普段のトイレの状況とは違いますが、自立しておりましたので特に危険ということでは感じておりませんでした。眼球上転の時の転倒に注意するということに着きましても、転倒した場面がありませんでした。動作が緩慢になるということを言っている職員が陳述書を見る限り、何人かいるんですが、眼球上転の時には動作が緩慢になるという認識でしたか。

はい。

自発的な言葉がなくなるということも何人かの職員がおっしゃってるんですが、それもそういう認識ですか。

確かに言えますことは、普段の状態と比べて口数が少なくなるということことです。自発的な言葉がなくなるということは、そこまでは言い切れないと思います。

普段に比べて言葉が少なくなるという認識ですか。

はい。

あなたの陳述書の2ページ目に、「入浴時に通常の上転が起きたとしても、本人の意識には重大な低下はなく、四肢のコントロールも十分できていたため、単独入浴が生命に関わる危険な状況であると予測することは困難であっ

た。」というふうな記載があるんですが、ここで「本人の意識には重大な低下はなく」と書いてあるのは、軽微な意識低下はあったかもしれないという意味なんですか。

動作がゆるやかになるという意味です。

「重大な」という表現を使ったのに何か特別、意味があるんですか。

私の思いでは「重大な」と申しますのは、本人が危機回避をする能力がなくなるかどうかという部分についてです。

危機回避できる能力がなくなるほどには意識低下はしないだろうという意味ですか。

なくなるほどにはということではなくて、まったくそこぎりぎりの線という意味でもありません。多少という意味です。

実際に風呂に入る前に進さんが眼球上転していた場合には、それは進さん自身が自分から風呂に入らなかったですね。

はい。

それは眼球上転の時には危ない、不安だということを進さんが自覚してたということじゃないんですか。

分かりません。

実際に眼球上転をしている状態である時に、職員としては1人で買い物に行かせたり、あるいは1人で入浴させたりということはありませんか。

職員としてはありません。

それはやはり眼球上転していれば、一定の危険が発生する恐れがあるというふうに思っているから、その状態が現に発生していたら、買い物とか入浴とかを積極的にさせることはなかったということじゃないんですか。

違います。

どうということですか。

基本的には本人の意思で行動していただくためです。

そうすると、本人が眼球上転の状態で1人で買い物に行きます、1人で風呂に入りますというふうに言ったら、そのまま単独で買い物に行かせ、単独で風呂に入らせてたということですか。

そういう場面はありません。仮定のことは言わないでください。

裁判長

眼球上転時に本人が風呂に入りたいとか買い物に行くとか、そういうふうにしようとしたことはありましたか。

ありませんでした。

原告ら代理人（大石）

眼球上転の時期ですが、夕方に多かったという職員の供述があるんですが、それはそういう認識ですか。

はい。

乙19号証の吉川吉昭さんという職員は、「入浴場面での眼球上転は、よくそうにつかっている時に起きることが多かった。」というふうに陳述されているんですが、この人は柗寮に平成8年から14年まで生活支援を担当しているということですが、この人の認識についてはあなたはどのようなふうにお考えですか。

そのとおりだと思います。ただ、私はその場面を目にしたことがないもので、吉川職員の状況、その書かれたものを信じているのです。

眼球上転についてお母さんのほうから、こういうふうに眼球上転してますよというような申し送りがあったことはありますか。

帰宅時の状況報告書に目が上がってますという一言を書かれたものを

目にしたことありますが、口頭で伝えられたことはありません。

そのお母さんからの報告を見て、お母さんのほうはそれを心配してるというふうには思わなかったですか。

はい。

平成14年、個別援助計画というのを立てましたね。

はい。

これの中で、午後の活動で進さんが疲労のために視線がおかしくて、会話量も減り、動きのレベルも落ちるといような、そういう意見が心理指導担当のほうから出されていたことは知っていますか。

知っています。

そのことについてはどんなふうに評価されてましたか。

疲労のためだけではないと思います。

どういう原因があるというふうに考えてましたか。

本人の精神の動きによって、それが誘発される場合があるというふうに認識しております。

視線がおかしくという、そういうくだりがあるんですが、この視線がおかしくというのはどういう意味だというふうに理解してますか。

眼球上転の状態だと思います。

そうすると、心理指導担当の人は眼球上転について一定の留意が必要だというふうに言ってるわけですね。この点については特に考慮しませんでしたか。

具体的な留意事項についての説明がありませんでした。

それは職員の側から心理担当の人に説明を求めたりとか、あるいは話し合いをしたりということはあったんですか。

していません。

する必要がないと考えてたんですか。

必要ならば行います。

薬の副作用のことについてですが、眼球上転は平成8年から記録上、発生してるんですが、それはそういう認識ですか。

はい。

眼球上転の原因についてはてんかん発作だという認識ですか。

いいえ。

今はそういう認識ではないと。

はい。

本件が発生した当時はどうですか。

そういう認識ではありません。

何が原因で眼球上転が発生していたというふうに思ってたんですか。

それは囑託医の意見や入院した時の診断書のとおりだというふうに思
っておりました。

そうすると、レボトミンの副作用であるというふうに本件発生当時も理解さ
れてたということですか。

はい。

間違いないですか。

はい。

アーテンという薬がありますよね。

はい。

毎日15時の定時薬として使ってましたよね。

はい。

このアーテンは何の薬ですか。

安定剤だと思います。

利用者が服用している薬の内容については、職員の共通認識として理解はし
ていなかったんですか。

理解しております。

そうすると、アーテンは精神安定剤だという共通認識を職員間では持ってい
たということですか。

分かりません。アーテンという薬についての説明が・・・処方された
時にアーテンという薬についての説明があります。それを全職員は目

にしております。

あなたとしては今はそれは何のための薬かは分からないということですか。

はい。

これは抗パーキンソン薬なんですね。レボトミンの副作用として、パーキンソン症候群があるということはお存じですか。

はい。

知ってましたか。

読んで分かっております。

レボトミンというのは何の薬ですか。

向精神薬です。

精神安定剤ですか。

向精神薬です。

精神安定剤ではなくて、向精神薬なんですか。

どういう言い方が分かりませんが、精神に作用するものです。

レボトミンの副作用が眼球上転という形でも、あるいはパーキンソン症候群という形でも認識されていたということですか。

・・・はい。

そういうふうに薬を飲んでいる、精神安定剤を飲んでいる。それで副作用が実際に発生してる。そういう人の入浴介助を考える時に単独入浴は適切だと思いますか。

適切だったと思っております。

薬の副作用を考えてもそうですか。

副作用によって意識がなくなるわけではなくて、動作が緩慢になるという程度のものだったからです。

レボトミンの副作用として注意力が低下するとか反射神経が低下するという症状が出るということはお存じでしたか。

読んで知っておりました。

そういう副作用が出る可能性があるということを前提にしても、単独入浴は安全だったのでしょうか。

安全に入浴することができていました。

実際に事故とかけがとかいうことが起きていなかったから、安全なんだろうという判断をしていたということですか。

結果を見て安全ということ判断していたわけではありません。本人の状態を見て、安全と判断してたんです。

本人の状態というのは具体的にはどういうことですか。

先程も申しました。

もう一回、言ってください。

・・・動作が緩慢になる、目が上を向く、そういう状態です。

お風呂では滑ったりすることはよくありますよね。

あります。

滑っても、すぐ立ち上がれば、大事故になることはないですよ。

・・・どこのことを言ってるんですか。

風呂で滑っても、すぐ立ち上がれば。

洗い場で滑って、そして転んで、すぐに立ち上がることが安全とは思いません。

洗い場で転べば、けがしてしまうということですか。

転べば、けがをすることもあると思いますが、すぐに立ち上がることが大事なことはないと思います。

浴槽内で滑った場合、すぐ立ち直れば安全ですよ。

はい。

だけれども、反射神経が低下してる、注意力が低下してるという状況では危険なんではないですか。

どういう反射を見せるかは分かりません。それは個体差があると思います。

それは実際に起きてみないと分からないという意味ですね。

はい。

平成14年からレボトミンという薬の量が増やされたことについては認識されていますか。

はい。

それはなぜ増量されたんですか。

医師の判断です。

医師の判断の前に根拠となる前提事実がありますよね。進さんにこういうことが起きたから、レボトミンが増量されたということだと思うんですけども、その前提の事実については認識ありますか。

正確には覚えておりません。

なぜレボトミンが増量されたかということは分からないということですか。

はい、正確には分からないということです。

13年から14年にかけて、進さんが体重が減っていたということは認識がありますか。

あります。

一般に入浴中に事故というのは起きやすいという認識はありますか。

どの生活場面よりも事故は起きやすいと一般的には言われております。中度の知的障害者に関する入浴時に、一般にどういう注意をするかということについては何か認識はありますか。

一般的な認識はあります。

例えばどういうことですか。

・・・転倒の保護。多人数で入る場合には両者間のトラブルの防止。
トラブルによって起こるけが、そういったものを防止するということ

で。

転倒の保護についてはどうやったら転倒は保護できるんですか。

そばについて、転倒をしそうになった時に補助する、それだけの距離にいることが必要だと思います。

両者間のトラブルという意味ではどういう支援が必要なんですか。

暴力に発展しないことを見守ることです。

そうすると、どういう利用者が入っているかとか、誰がいつ入って、誰がいつ出たかというような、そういうことを把握することも重要ですか。

はい、特に彼の場合は重要でした。

本件では進さんがいつ入って、その後、誰がその風呂に入ったか入らなかったかということは職員間で把握されていたんですか。

把握されていたと思います。

間違いないですか。

はい。

終寮では入浴可能な時間帯というのはいつですか。どんな時間帯ですか。

入浴可能な時間帯は午後の15時45分から、4時あたりから22時は可能な時間帯でありました。

どの利用者也自由に単独入浴できたんですか。

そうではありません。

単独入浴できる人もいたということですか。

はい。

単独入浴する人については何かリスクマネジメントを考えてましたか。

考えておりません。

この事故が起きた後に何か対策みたいなものをまとめたことはありますか。

あります。

そこでは入浴の間中、安全を確保する必要がある利用者と、そうでない利用

者というふうに分けてますよね。

はい。

安全確保を入浴の間中、必要であるとは言えない利用者については、発作及び疾病がある場合には単独の入浴は控えてもらうということになってますね。

はい、そういうふうにしました。

これはこの事故が起きた後にそういう対策を文書化したということですね。

そうです。

この事故が起きる前はそういう体制にはなってなかったんですか。

なっていました。それを文書化しただけです。

それを確認しただけということですか。

はい。

進さんの場合は発作及び疾病のある者ではないんですか。

・・・そうです。発作及び疾病がある者です。

進さんの入浴時のケアに関してですけど、これまでちょこちょことお話ししてもらったんですけど、進さんの障害の内容とか特徴に基づいて特別に入浴時にケアをする必要はないというふうに考えていたんですか。

はい、発作がなかったからです。

眼球上転の可能性を考慮しても、特別にケアする必要は全然ないと考えてたんですか。

実際に浴室で眼球上転を見た職員から、危険だということは聞かされておりません。

実際に浴室で滑って転んだとかいう場面を見た報告があったんでしょうか。

ありませんでした。

そうすると、滑って転んだ場合にどうかということについての報告はなかったということですよ。

そうです。滑って転んだ場合に、一般的な考え方で、それはけがをす

るかもしれませんが、それは誰においても同じことです。

判断能力が低下している知的障害者については、先程おっしゃったように転倒の危険とかトラブルの危険があるから、基本的にすぐケアできるような位置で一緒に入るとというのが一般的なケアだということですよね。

いえ。

違うんですか。

判断能力が低下したから転倒するかどうかという、その辺の理屈ではなかなか難しいことがあると思います。判断能力の低下が転倒につながるとは思いません。

注意力の低下はどうですか。

分かりません。可能性としてはあります。

進さんが単独入浴が可能であるという判断はいつどのような場でなされたんですか。

ケース会議の場です。

それは何年ですか。

私が終寮に来てからは、その来た年とその明くる年、年度当初です。

平成13年と平成14年ですか。

はい。

その年度当初に単独入浴可能で、特に誰もケアをする必要がないという決定がされたということですか。

決定はしておりません。

何がなされたんですか。

支援計画を策定したんです。毎年、策定しております。

その支援計画の中で単独入浴可能で、特別に見守るとかいうものは必要がないという計画内容になったということですか。

文書ではそのようにはなっておりません。

文書化はされていないけれども、そういう共通認識になったということですか。

はい。

その時、抗精神病薬の副作用についても考慮されましたか。

はい。

間違いないですか。

はい。

あなたの作成した陳述書、乙12号証には、「入浴中の発作が危険でなかったことは職員と本人双方で確認していた。」というくだりがあるんですが、入浴中の発作で危険がなかったことをどういうふうにして職員と本人で確認をしたんですか。

実際に本人がそういう浴室での発作を体験し、そして職員もその状況をつぶさに見ることができたからです。

本人が眼球上転発作が起きても、それは危険でないというふうに言ってたんですか。

言葉では言っておりませんでした。

態度で示したんですか。

態度でも示しておりません。

じゃあどういうふうに本人は意思表示してたんですか。

意思表示ではありません。具体的な入浴行為を行っていることが安全ということの裏付けになると思います。

「職員と本人双方で確認していた。」というふうに書いてあるんですが、意思表示という形では確認していたわけではないんですか。

はい。

現実に大過なく入浴の作業をしていたという意味ですか。

はい。

それから、「入るタイミングを話し合い」ということが書いてありますけれども、入浴するタイミングというのは必ず進さんと職員の間で話し合われていたんですか。

いいえ。

じゃあこれは話し合うこともあったし、話し合わないこともあったということですか。

そうです。

この事件の後、事件が発生してその日は夜、七生福祉園に行きましたか。

行きました。

何時頃だったか覚えてますか。

19時頃だったと思います。

そうしたらもう進さんが搬送された後ですか。

搬送される前だったと思います。

進さんの状態は見てますか。

見てません。

19時頃、着いたけれども、見ていないのですか。

救急車の中でした。

その事故があった後、進さんのことを誰かに、警察と会社とかそういう人に説明をしたことはありますか。

ありません。

この事件の起きた日のことについて、柵寮の利用者から聞き取りをしたことはありますか。何か見てないかとかなかにか覚えてないかとか。

あります。

全員から聞き取りをしましたか。

いいえ。

利用者全員に聞いてみようという組織だったことはしていないんですか。

入浴の状況を聞いて、本人と入ってた、あるいは一時期、浴室で同じ
時間にいたということが考えられる利用者については聞いております。
何人ぐらいに聞いたか覚えてますか。

覚えてます。

何人ですか。

1 人です。

全員の利用者から、何か見てないかというような聞き取りをしなかった理由
は何か。

私は聞いていません。

聞き取りはあなたはしてないけれども、誰かがしたかもしれないんですか。

したかもしれませんが、分かりません。

寮としてはしてないんですね。

はい。

しなかった理由は何かありますか。

入浴の状況を確認している方、可能性のある方については聞いたとい
うことです。

それが1人だということですね。

そうです。

不幸にして進さんは亡くなられましたけど、あなたとしては両親に対しては
今、どういうふうに思ってますか。

亡くなられたことについては、私自身、非常に残念に思っていますし、
ご両親につきましても非常に深い悲しみにあると思っています。

つけ加えることはないですか。

.....。

被告エイアイユーインシユアランスカンパニー代理人（花崎）

質問は特にありません。

裁判官（堀内）

寮で1人で入浴をしてもよいと、1人入浴を許している利用者の方と、あるいは一緒に入らなければならないという利用者の方の区別の仕方というのは具体的に何かあるんですか。

本人の年齢や身体機能の状態、そして健康状態などです。

1人で入浴することを許している場合であっても、何分間に1回かは見回りをするとか、そういうことの申し合わせをしている利用者はいるんですか。

いえ。現在のところはありますけれども、当時はありませんでした。

寮の職員が何分おきにといい、そういった取決めをしていたわけではなく、できるだけ浴室の状況を確認するということに努めていたということです。

この施設では、ほかにも眼球上転の発作を発症してしまう利用者の方はいらっしゃるんですか。

いますね。

そういう方でも1人入浴は許していたんですか。

ほかの寮のことなのでよく分かりません。

進さんは昭和60年頃に入所されたということなんですが、いつから1人で入浴していたのかというのは把握はされていますか。

分かりません。文章にも残っておりませんので、どういう入浴をしていたかは分かりませんでした。

少なくとも証人がこの寮を担当されてからは1人で入浴されていたということですか。

はい、されることもあったということです。ご本人は職員と一緒に入浴することを好んでおりました。

入浴している時間は大体何分ぐらいだったというのはご記憶はありますか。

陳述書に書いたとおりなんですけれども。

それは大体毎日決まっている時間なんですか。

通常は浴室にいる時間が20分程度です。脱衣も着衣も全て始まりから終わりまでということであれば、四、五十分ではないかと思います。眼球上転時には1人で歩いたりされていたんですか。

はい。

階段の上り下りもできたんですか。

できていました。

施設ではプールで水泳とかはされたんですか。

好んでしていたと思いますが、泳いでる状態については把握しておりません。

亡くなられた後、何で溺死してしまったのかというのは想像されたことはありますか。

私は想像しました。

どういうことが起きたんじゃないかなというのはどのように思われましたか。

分かりませんでした。

裁判長

本人が眼球上転時に歩行するというのをあなたは見たことあるんですか。

はい。

どんなところでですか。

具体的な例を3つばかり陳述書にお書きしましたが、昭和記念公園に行った時と駅に買い物に行った時、そしてコンサートがあった日です。

鮮明に覚えてるのはその時。ただ、それだけではございません。

園の中でも比較的、何度も見たことあるということになるんですか。

はい。

お風呂は4時前から10時までだったんでしょう。

はい。

問題のお風呂には1日に大体何人の人が入るんですか。

その日によって違いますけれども。

大体24人中。

24人中、20人ぐらいは入ってると思います。

職員はとにかく寮生の介助とかいうために入るわけですか。

いえ、違います。介助だけではございません。

親睦ということもないけど、交流を図るとかいう面もあるわけですか。

ええ、職員と利用者との交流という意味では、一般的には裸の付き合いと申しまして、入浴時間というもので、より利用者とのコミュニケーションを図るという狙いを持って入る職員もいます。

例えばお風呂に1人だけで入りたいと思った時は、どんな時間が空いてるんですか。

夕方から、5時半あたりから19時以降ですね。あ、22時まで。お風呂にみんながよく入ってる時間帯というのはどの時間帯なんですか。

16時から18時です。

午後4時から6時、早い時期にみんな入っちゃうわけですか。

はい。

そうすると6時過ぎからが比較的、空いてるということですか。

はい。

本件で進さんが何時頃、お風呂に入ったかというのは聞いておられますか。

はい。

どなたから聞いてますか。

当日の職員から聞いております。

どなたですか。

当日、勤務された田倉、木村、早川です。

何時と聞きましたか。

17時30分ぐらいと聞いております。

以上